

令和8年（フ）第1244号
横浜市南区清水ヶ丘249番地 プレカーレミキ301
破産者 駒谷 雄大
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1249号
横浜市港南区上大岡西1丁目15番1—2503号
破産者 鈴木 純子
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1273号
横浜市保土ヶ谷区峰沢町137番地4 コートレジデンス三ツ沢上町102号
破産者 加藤 宙航
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1353号
横浜市港北区樽町3丁目7番53—1020号
破産者 西村 奈々
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第9号
福井県敦賀市松島町2番5—4号
破産者 小谷 奈津希
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和8年（フ）第74号
愛知県豊橋市神野新田町字ハノ割3番地26
破産者 浅海 真知子
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年（フ）第103号
愛知県豊橋市下地町字北村83番地ユトリロサニー310
破産者 岩瀬 由典
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年（フ）第162号
滋賀県東近江市沖野二丁目8番5号 メゾンフレンズ103号室
破産者 元持まり子
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和8年（フ）第78号
滋賀県彦根市正法寺町110番地122
破産者 福本 領司
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和7年（フ）第5341号
大阪市此花区春日出中2丁目17番3号、前住所大阪府枚方市市屋敷元町2丁目19番20—104号
破産者 射場 悠介

1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第592号
大阪府吹田市岸部北2丁目19番17号 (102)
破産者 出口建装こと 出口 凌也
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1206号
大阪府茨木市中総持寺町10番10号 ノアビル205号
破産者 アスリートこと 祖父江力斗
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第29号
岡山県津山市宮脇町7番地
破産者 内田 唯人
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和7年（フ）第40号
山口県周南市横浜町16番40号、前住所山口県周南市大字徳山10587番地の48 グランペール遠石老番館102号
破産者 久田 秀樹
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和8年（フ）第113号
徳島県吉野川市山川町御饌免51番地 西山団地 26号
破産者 中谷 亮太
1 決定年月日 令和8年9月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

免責許可決定

令和8年（フ）第1094号
福岡市南区的場1丁目4番35—203号 フジトミハイツ
破産者 冲高 廣
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1097号
福岡市博多区石城町7番9—917号 グランフォーレ博多ウォーターフロント
破産者 高原 彩歌
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1134号
福岡県朝倉市甘木1183番地2 R T A新宿通り202、前住所福岡県朝倉市甘木2436番地1 レオパレスgraceM 208
破産者 松尾 修吾
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1170号
福岡県春日市宝町4丁目41番地1 春日ロアビル301号
破産者 児島 敬子
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第1182号
福岡市早良区有田団地8番306号
破産者 野田 清敬
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部